

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の合理化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで、長期的な企業価値の向上につながり、それにより、株主をはじめとした当社と関係する多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。また、経営理念に掲げております「社会に貢献する企業」を実現するには、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが最重要事項であると位置づけ、積極的に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に努めております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けて、「経営理念」及びこれを具現化するための「行動憲章」を定めております。取締役会・経営陣は、ステークホルダーとの適切な協働関係の構築を図るため、率先して「行動憲章」の実践に努めております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その考えを実践するため、「適時開示規程」及び「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、法令や証券取引所規則等で開示義務が定められた情報以外にも、当社の経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項等、投資判断に有用であると当社において判断した非財務情報についても、重要な情報として当社ホームページへの掲載などの様々な手段により積極的に開示を行っております。

4. 取締役会等の責務

当社は、取締役会において、経営戦略や経営計画等の基本方針について自由闊達な議論を行った上で意思決定を行っております。経営陣の業務執行においては、適宜リスク情報を共有し、課題認識を共通にした上での意思決定に努めております。

また、経営の透明性を高め、取締役に対する実効性の高い監督を行うため、社外取締役を選任しております。監査役会は全員が社外監査役に構成されており、独立した客観的な立場から経営陣を監督する体制を整備しております。

5. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的かつ建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しております。

そのため、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るための株主や投資家との対話の場を設けることに努めております。また、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。

このほか、経営トップによる、アナリストや投資家等を対象とした決算説明会(オンラインでの決算説明動画配信を含む)を四半期に1回行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

当社は、株主の皆さまが議決権行使を行いやすい環境整備の一環として、インターネットによる議決権行使を採用しております。今後は、機関投資家や海外投資家の比率の変化等状況に応じて、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳についても検討を進めてまいります。

【補充原則2-3】

当社は、経営理念に掲げている「社会に貢献する企業」の実現に向けて、サステナビリティを巡る課題に対応するための各種取組みを実施しております。

現時点では、個別課題への対応にとどまっているため、今後は、取締役会においてサステナビリティを巡る課題全体への取組み方針を策定し、企業価値の向上及び事業リスクの低減に向けて、当社の事業特性を活かした取組みについての議論及びそれを踏まえた活動を行ってまいります。

【補充原則4-1】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定、運用の重要性は認識しておりますが、現在のところ、具体的な計画は策定しておりません。今後、取締役会において、指名報酬諮問委員会を活用しつつ、当社の経営理念及び経営戦略等を踏まえた最高経営責任者の資質の明確化、及び後継者計画の策定・運用について検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を7名以内としており、そのうち複数名の社外取締役を選任すること、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ国際性も踏まえた知識・経験・能力を備えている取締役によって構成することとしております。今後はジェンダーを含む多様性確保をより重視した取締役会の構成について引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式を保有しておらず、保有の予定もありません。

今後保有の必要性が生じた場合は、保有目的、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を取締役会にて判断することとしております。

保有に至った場合には、保有すると判断した株式に関する議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行ってまいります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、役員や主要株主等との関連当事者取引、利益相反取引について、社内規程により取締役会の承認事項として明示し、会社及び株主共同の利益を害することのないよう取締役会において当該取引の必要性、合理性及び妥当性について審議し、承認を得た上で行うこととしております。

また、承認を得て実施した取引については、毎年取引の状況について取締役会に報告し、継続して取引を行うか否かについて取締役会の承認を得ることとし、関連当事者取引等について監督する体制を整備しております。

なお、取引の有無、取引の状況については、法令の定めに基づき有価証券報告書等において適切に開示しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度を導入していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 「経営理念」については、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/company/philosophy/>

「経営戦略」、「経営計画」についても当社ウェブサイトに掲載している決算説明資料に記載しております。

https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir_library/presentation.html

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.基本的な考え方【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】」に記載のとおりです。

() 取締役の報酬の決定に関する方針・手続きについては、本報告書「1.[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬及び株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット制度、リストラクテッド・ストック制度及びストックオプション制度)で構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみで構成されております。

また、取締役の報酬については、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬諮問委員会において、各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど審議した上で、その審議内容を取締役会に答申しております。同委員会の答申を受けて、取締役会において株主総会で決議された限度額の範囲内で決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

() 業務執行取締役候補については、性別・年齢・国籍の区別なく、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意識を持って行動し取締役としての職務と責任を全うできる方を指名する方針としております。社外取締役候補については、豊富な経験に基づき、幅広い見識、高度な専門性を有し、客観的な立場から経営の監督及び助言等が期待できる方を指名する方針としております。また、監査役については、豊富な経験と専門的な知見をもち、客観的かつ中立的な立場から監査を行える方を指名する方針としております。

指名に当たっては、候補者が上記要件を満たしているか否かを、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬諮問委員会において審議した上で、審議内容を取締役会に答申し、同委員会の答申内容を踏まえて取締役会において決定しております。

() 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明は、株主総会招集通知に記載のとおりです。

https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir_library/meeting.html

【補充原則4 - 1】

取締役会及びその他の稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁に委任しております。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取締役及び監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案したうえで、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上、ひいては健全な経営に資する者を独立社外取締役として選定することとしております。

【補充原則4 - 11】

当社は、定款において、取締役の員数は7名以内、監査役の員数は5名以内と定めております。現在の構成員は、取締役は6名であり、うち社外取締役が2名で構成されております。また監査役は3名であり、全て社外監査役です。

業務執行取締役の選任については、性別・年齢・国籍の区別なく、それぞれの人格及び経験、見識等を十分考慮し、当社の経営理念を正しく理解・実践し、取締役としての職務と責任を全うできる方を選任する方針としております。社外取締役の選任については、豊富な経験に基づき、幅広い見識、高度な専門性を有し、客観的な立場から経営の監督及び助言等が期待できる方を選任する方針としております。

また、監査役の選任については、豊富な経験と専門的な知見をもち、客観的かつ中立的な立場から監査を行える方を選任する方針としております。

【補充原則4 - 11】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を当社の取締役及び監査役としての業務に割り当て、兼職については合理的範囲に留めております。

なお、兼職の状況につきましては、毎年、有価証券報告書「役員の状況」にて詳細を開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の機能向上を図ることを目的として、年度ごとに取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたします。取締役及び監査役を対象とした実効性評価アンケートを実施し、役員全員が出席する意見交換会において、取締役会の更なる実効性強化に向けて課題の洗い出しと

取組方針の検討を行っております。2020年9月期の取締役会については、適切な議事進行のもと、社外取締役・監査役を含めて自由闊達な意見交換がなされており、当社の取締役会は実効性があるものと評価しております。

【補充原則4 - 14】

当社の取締役及び監査役は、その能力、経験及び知識が職務を遂行するのにふさわしいかどうかを判断した上で指名し、株主総会の承認を得て選任にあっておりますが、当社の経営理念、経営方針、財務、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っており、その役割及び責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供しております。また、取締役・監査役から求めがあったときは、外部セミナー等の研修・会合に参加する機会の提供・斡旋その他支援を行うこととしており、その際の費用負担については会社負担としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

() 株主との対話全般を統括する取締役の指定

当社では、経営企画部門の管掌役員である代表取締役社長がIR担当取締役となり、株主との対話全般について統括しております。

() 対話を補助する社内連携体制

経営企画部 (IR・広報課を含む) が中心となって、財務経理部、管理部などのIR活動に関連する部署と日常的な連携を図っております。

() 個別面談以外の対話の手段

経営企画部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング、1on1ミーティングのIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会 (オンラインでの決算説明動画配信を含む) を四半期に1回開催し、主に代表取締役社長が説明を行っております。

() 株主の意見・懸念の経営へのフィードバック

IR活動のフィードバックは、経営陣が出席する会議において行い、適切に取締役や監査役との情報共有を図っております。

() インサイダー情報の管理

株主・投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関する事項を対話のテーマとすることとし、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 英二郎	5,405,000	25.23
山田 恵美	3,760,000	17.55
株式会社ラプリス	3,054,000	14.26
公益財団法人新日本先進医療研究財団	2,186,000	10.20
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,473,200	6.88
後藤 孝洋	890,000	4.15
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	435,000	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	389,600	1.82
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	246,600	1.15
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	197,700	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無

山田 英二郎、山田 恵美

親会社の有無

なし

補足説明

1. 上記「大株主の状況」及び「支配株主(親会社を除く)の有無」は、2020年9月30日現在のものです。

2. 山田英二郎氏から2020年12月22日付で福岡財務支局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、同月15日時点で山田英二郎氏が875,000株、山田恵美氏が612,500株を処分した旨の報告を受けております。これにより、山田英二郎氏の所有株式数は4,530,000株となり、保有割合は20.96%となっております。また、山田恵美氏の所有株式数は3,147,500株となり、保有割合は14.56%となっております。

3. 公益財団法人新日本先進医療研究財団から2020年12月22日付で福岡財務支局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、同月15日時点で公益財団法人新日本先進医療研究財団が262,500株を処分した旨の報告を受けております。これにより、公益財団法人新日本先進医療研究財団の所有株式数は1,923,500株となり、保有割合は8.90%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期

9月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、原則として行わないことを基本方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性(事業上の必要性)があるか、また、取引条件は一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを特に留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柿尾 正之	他の会社の出身者													
村上 晴紀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿尾 正之			柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり通信販売分野、マーケティングにおいて豊富な見識と経験を有していることから、客観的かつ中立的な立場で当社の経営事項や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

中西 裕二	公認会計士																			
-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
善明 啓一	<input type="checkbox"/>	-	善明啓一氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけること及び製造業の取締役及びCQO(最高品質責任者)としての豊富な見識と経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
田邊 俊	<input type="checkbox"/>	-	田邊俊氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけること及び長年にわたる弁護士としての豊富な見識と経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
中西 裕二	<input type="checkbox"/>	-	中西裕二氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけること、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験及び財務・会計に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、業績連動型株式報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、当社の取締役及び従業員に対して、ストックオプション制度を導入しております。付与数については、これまでの当社への貢献度や役位・果たすべき職責等を総合的に勘案した上で決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット制度、リストラクテッド・ストック制度及びストックオプション制度)で構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみで構成されております。

また、取締役の報酬については、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬諮問委員会において、各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど審議した上で、その審議内容を取締役会に答申しております。同委員会の答申を受けて、取締役会において株主総会で決議された限度額の範囲内で決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは取締役会事務局である経営企画課、社外監査役へのサポートは監査役会事務局がそれぞれ行っております。

取締役会の資料は経営企画課が事前に配付し、取締役会の議案について十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤である社外監査役に対しては、常勤監査役、あるいは監査役会事務局が情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりです。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、議長を代表取締役社長とし、取締役会規程に基づき、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。社外取締役は他業界からも招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制づくりを推進しております。

b 監査役会

当社は、監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、監査役3名全員が社外監査役です。議長を常勤監査役とし、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。非常勤監査役は、弁護士と公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

常勤監査役は、監査役監査計画及び規程に基づき、株主総会や取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、代表取締役との面談、各拠点への往査を実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。さらに、監査法人や内部監査室との意見交換や情報交換を行う等連携を密にし、監査機能の向上に努めております。

c 会計監査人

有限責任監査法人トーマツが会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

d 内部監査室

当社の内部監査室は、代表取締役社長から任命された内部監査専任担当者2名により行っております。内部監査室は代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務に関し、社内規程やコンプライアンスに従って、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査結果は、代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日、フォローアップ監査により改善状

況の確認作業が行われております。

e 指名報酬諮問委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。指名報酬諮問委員会は、原則として年1回開催することとしておりますが、年度ごとに課題を設定し、必要に応じて臨時の委員会を都度開催することとしており、取締役・監査役の指名の方針及び選解任、取締役の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容、その他取締役会が必要と認めた諮問事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

f リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員、部長を委員とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。

同委員会は、原則として四半期に1回開催することとしておりますが、必要に応じて臨時の委員会をその都度開催することとしており、当社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスや発生した具体的リスクに関する個別課題・対応についての協議・決定を行うとともに、役職員に対するコンプライアンス教育の計画・管理・実施・見直し等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の合理化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで、長期的に企業価値を向上させ、それにより、株主をはじめとした当社と関係する多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。また、経営理念に掲げております「社会に貢献する企業」を実現するには、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが最重要事項であると位置づけ、積極的に取り組んでおります。

これを受けて、監査役会設置会社を採用し、独立役員としての要件を充たしている社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しております。会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎として、機関相互連携を図ることで経営の健全性・客観性・適正性が確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送(開催日の2週間前以上)に取り組めます。
集中日を回避した株主総会の設定	できる限り多くの株主にご参加いただけるように、集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では基本方針として「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社ホームページのIRサイト上へ掲載しております。また、当社ではディスクロージャー・ポリシーに基づき、当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会や説明動画の配信を四半期決算発表後に開催しております。今後も引き続き四半期ごとの開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び本決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向けの説明会開催を基本としておりますが、状況に応じて動画配信などで決算説明を実施しております。第1四半期と第3四半期の決算発表時は動画配信による決算説明を行っております。また、四半期決算ごとに電話会議や投資家訪問を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮の上で、検討をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトに決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会関連資料、企業調査レポート等を掲載しております。 https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス基本方針のもと、当社の役員、従業員がとるべき行動規準を「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」として定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ディスクロージャー・ポリシーのもと、当社ホームページ、決算説明会、決算説明動画配信等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、現在、次の基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に務めております。

当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取組みの検討及び審議を行います。

当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、顧問先法律事務所に内部通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて、監査役あるいは監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。

当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定めております。特に、後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、各組織におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を取締役会に報告する体制を整えております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。

当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。

当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

5 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社では、監査役への求めがある場合、監査役職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行った上で決定いたします。

6 取締役及び使用人による監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。

当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

7 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

8 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営における重要な意思決定の過程及び内容並びに業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

当社の監査役は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告にかかわる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図ることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動憲章」、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適正性及び健全性を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを宣言しております。これを受けて、同方針及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の体制を整えております。

反社会的勢力対応部署の設置

反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制

外部専門機関(所轄警察署、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等)との連携体制の確立

反社会的勢力対応規程を含めたマニュアルの策定及び適正な運用

契約書における暴力団排除条項の導入

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

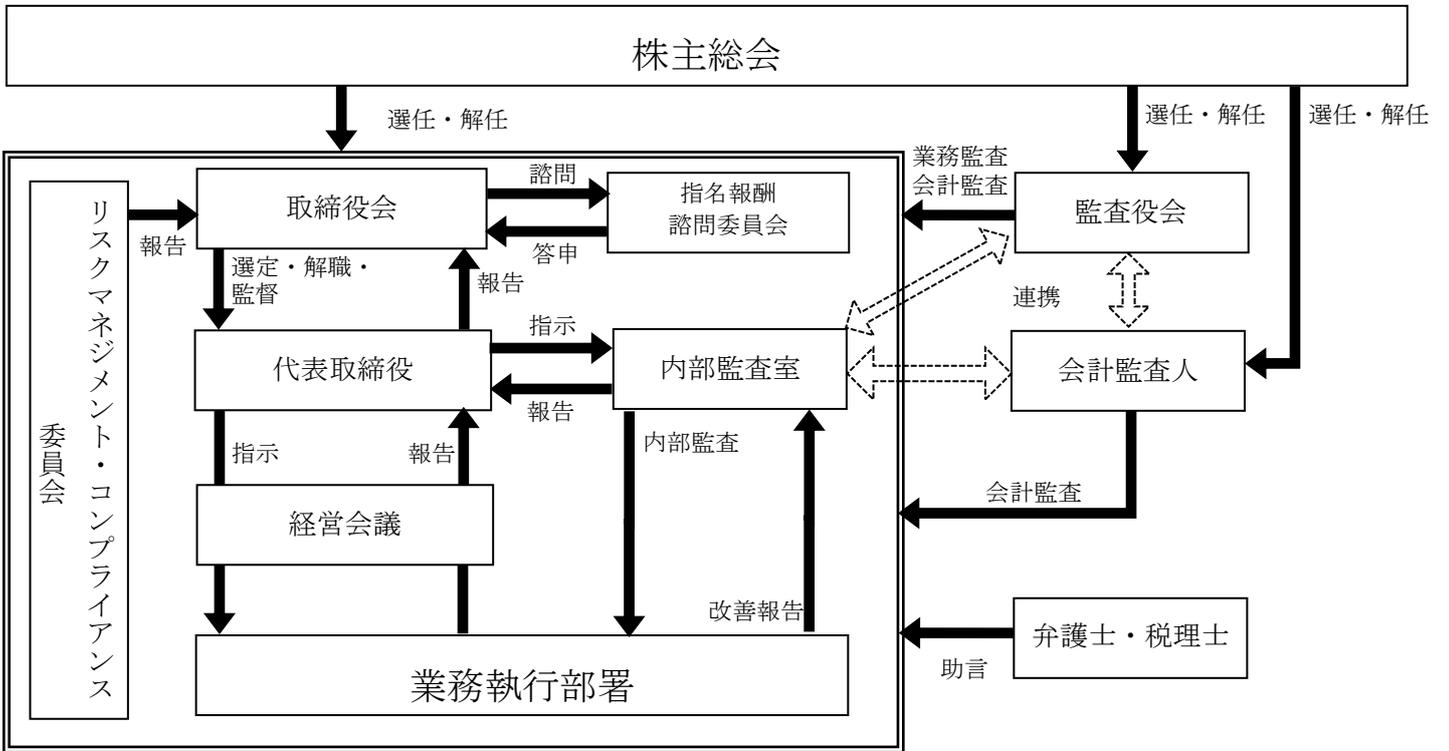
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

